

## CIM 導入推進委員会 規約

### (名称)

第1条 この委員会は、CIM 導入推進委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、国土交通省が進める i-Construction におけるトップランナー施策である ICT の全面的な活用を CIM を用いて推進するために、関係団体が一体となり CIM の導入推進および普及に関する目標や方針について検討を行い、具体的な方策について意思決定を行うことで、CIM の施策を進めていくことを目的とする。

### (委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行にあたる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、大臣官房技術調査課が行う。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の下にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

### (委員会の議事)

第8条 委員会の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨については、事務局は委員長の確認を得たのち、委員会後速やかにホームページで公開する。